

伊賀市人権同和教育基本方針

1 方針策定の経緯

(1) 社会の動向

1948（昭和 23）年の国連での「世界人権宣言」採択以降、世界各国で人権が尊重される社会の実現に向けての取組が進められ、2004（平成 16）年の国連総会においては、「人権教育のための世界プログラム」が採択された。2015（平成 27）年、国連サミットで「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、2030 年までに世界を変えるための国際目標として「誰一人取り残さない」ことを理念として経済・社会・環境・人権の課題解決に向けた国際目標SDGsを定めた。

このような情勢の中で、国内では、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向け、国際社会の一員として「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」等を批准するとともに、具体的な取組として個別の人権課題解決に向けた法律や制度の整備が進められてきた。

(2) 人権同和教育の動向

2000（平成12）年、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育及び人権啓発について、国及び地方公共団体の責務が規定された。さらに、2002（平成14）年にはこの法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、施策の総合的かつ計画的推進が図られている。これを受けて、文部科学省は「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表し、人権教育における具体的な方針を示している。

そういった動きの中において、部落差別の撤廃に向けた同和教育は、2002年3月の「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」の失効によりその使命を終えたものではなく、「同和対策審議会答申」や「地域改善対策協議会意見具申」を踏まえ、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃にむけ、同和教育を基軸においた人権教育として取組を進めることが、教育行政に課せられた責務と捉える必要がある。

(3) 近年の動向

国では、2016（平成28）年に、障がいによる差別を解消し、誰もが分け隔てなく、共生する社会の実現をめざして「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（略称：障害者差別解消法）」、特定の民族や国籍の人を排斥する差別的言動の解消をめざして「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（略称：ヘイトスピーチ解消法）」、そして、今なお存在する部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別解消をめざして国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育及び啓発の推進等について定めた、「部落差別の解消の推進に関する法律（略称：部落差別解消推進法）」の、いわゆる人権三法が施行された。さらに、2023（令和5）年には、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識のもと、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（略称：LGBT理解増進法）」が施行された。

三重県においては、差別の解消には差別を禁止することが必要であるという基本姿勢のもと、2021（令和3）年に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重づくり条例」、2022（令和4）年には「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」が施行された。

＜人権教育を進めるうえで大切にしたいこと＞

- 1 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題が現在の社会の中に、厳存しているという事実認識に立ち、その現状を的確にとらえる。
- 2 人権問題は、差別によって基本的人権が侵害されているところに本質があるという認識に立つ。
- 3 人権問題は、一人ひとりが自己に関わる課題として自覚していくことを通して解決していくものであるという認識に立つ。
- 4 現在の社会構造をはじめ、さまざまな慣習や制度、意識の中に、差別を生み出し、温存し、助長しているものがあるという認識に立つ。
- 5 人権に関する自らの意識や態度を見つめ直し、職場の中で互いを磨き合うことにより確かな人権感覚を身につけ、教育実践力を高める研修に努める。
- 6 被差別の人々の生き方に学び、継承してきた文化について理解する。
- 7 人権問題の解決に向けて、取り組まれてきた優れた実践や成果に学ぶ。

伊賀市教育委員会事務局 生涯学習課

電話：22－9679 FAX：22－9692

2 伊賀市の方針策定の趣旨

(1) 現状と課題

伊賀市における人権教育は、「伊賀市人権尊重都市宣言」及び「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」に基づき、あらゆる人権課題における被差別当事者の日常生活にある差別の実態を直視することで「差別の現実から深く学ぶ」という視点を大切に、学校・地域・家庭が連帯し、社会変革に向けて主体的に差別をなくす意欲と実践力を持った人材の育成を行ってきた。

しかしながら、社会的格差が広がる社会構造は差別をより生み出しやすく既存の差別意識が顕在化し、社会的排除が広がる一因となっている。2020（令和2）年に実施した「人権問題に関する伊賀市民意識調査」では、部落差別をはじめとするあらゆる差別を生じさせ、助長・扇動・温存する等の意識が市民に厳存している結果となっている。部落差別については、現在も差別事象が発生していることや、2021（令和3）年に実施した「隣保館利用者ニーズ等調査」の結果では、青年層や保護者世代が受けている深刻な部落差別の実態が明らかになっている。また、自己責任論が広がる社会における家庭の教育力の低下や保護者の学習機会の減少等が、子どもを取り巻く環境をも大きく変化させ、子どもの人権に関わる問題もますます深刻化している。さらに、障がい者や外国人、性的指向・性自認等に対する差別や偏見は今なお根深くあり、女性、子ども、高齢者等に対する人権問題も存在している。あらゆる人権課題については、「寝た子を起こすな論」や妬み意識の現存、情報化の進展に伴う差別の情勢変化に対する啓発不足等の課題があり、教育関係者の人権問題に対する認識や行動力をさらに高める必要がある。

(2) 方針

伊賀市教育委員会は、差別の現実から深く学び、同和教育の理念や成果、手法を踏まえ、同和教育を基軸としてさらに発展させた包括的な人権教育を生涯を通して系統立てて学びながら、すべての人の基本的人権を保障する人権教育を構築すべきであると考えている。

以上のことから、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育を推進し、人権問題を自分の事として捉え、差別をなくす取組へとつなげる実践力の構築と、子どもたち一人ひとりの自己実現に向け確かな学力と未来を保障する取組を行う。また、生涯を通しての学習として人権教育の機会の充実に努め、市民一人ひとりが人権問題を主体的に学習し、日々の生活の中で人権が当たり前で尊重される「人権文化^{*1}」の創造をめざす。そのために伊賀市の教育分野において、人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

注*1 人権文化とは：日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動することが定着した生活の有り様そのもの。「何かあったときに考える人権」から「差別しないことが当たり前」の生き方を暮らしの中で実践し、そのことが多くの人びとの中に広がっていく様な文化

〈基本方針〉

ア 教育行政は、世界人権宣言をはじめ、国際人権規約や各種人権関連条約、国内人権関連法、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」、そして「伊賀市における部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に関する条例」等の趣旨を踏まえ、人権教育を教育の全領域において明確に位置づけ、この教育を推進する環境を整備し、すべての学校、職場及び地域社会において、地域の実情に即した人権教育を推進する。

イ 学校教育においては、教育的に不利な環境のもとにある子どもをはじめとする、すべての子どもの学力・進路を保障する取組の充実を図り、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さず、自分自身の生活や社会の状況を変えようとする行動力や未来を切り拓く実践力を身につけられるような教育活動を推進する。また、すべての教職員の人権同和問題に対する正しい認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、資質と指導力の向上をめざすとともに、推進体制の確立を図る。

ウ 社会教育においては、基本的人権の尊重を基調とする多様な学習機会の保障と充実を図り、人権が一人ひとりの身近な問題であるとの認識を深め、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるよう人権意識を高める。また、人権教育を推進するために、人権に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた、熱意ある人権教育・啓発推進リーダーの育成を図る。さらには、人権教育を一層推進するため、暮らしと地域に根ざした自主的・組織的な取組が進められるよう支援する。

エ すべての教育関係者は、知識理解にとどまらず、差別の現実から深く学び、人権問題を自分事として捉え、差別を解消するための積極的な姿勢の確立と、人権教育を推進するための資質と実践力を高める。

オ インターネットやSNS等の人権侵害に対応するため、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解を深める教育の充実を図り、実態把握や啓発体制の整備を推進する。

カ 学校・家庭・地域社会が一体となって人権教育を推進するために、学校教育と社会教育が常に緊密な連携を図る。また、関係機関および関係団体との緊密な連携を図り、総合的、継続的に推進する。

教育関係者は人権問題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、全ての人が学習の主体であるという認識に立ち、次のとおり積極的に人権教育を推進する。